

議案第17号

高根沢町介護保険条例の一部改正について

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町介護保険条例の一部改正の概要について

1 改正理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 年額保険料の改定

令和 6 年度から 8 年度までの 1 号保険料について、国が標準とする改正後の令第 38 条の規定による各段階別基準所得金額、乗率及び公費軽減割合により定めます。

(第 4 条及び第 6 条)

段階	改正前			改正後			
	所得要件	基準額に対する割合 (軽減割合)	年額保険料 (軽減後保険料)	所得要件	基準額に対する割合 (軽減割合)	年額保険料 (軽減後保険料)	
第 1 段階	本人が課税住民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 本人の前年中の公的年金等収入額＋前年の合計所得が80万円以下の人	0.50 (0.30)	36,000 (21,600)	変更なし	0.455 (0.285)	32,760 (20,520)
第 2 段階		本人の前年中の公的年金等収入額＋前年の合計所得金額が80万円を超え120万円未満の人	0.75 (0.50)	54,000 (36,000)	変更なし	0.685 (0.485)	49,320 (34,920)
第 3 段階		本人の公的年金等収入額＋前年の合計所得金額が120万円以上の人	0.75 (0.70)	54,000 (50,400)	変更なし	0.69 (0.685)	49,680 (49,320)
第 4 段階		世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年中の公的年金等収入額＋前年の合計所得金額が80万円以下の人	0.90	64,800	変更なし	変更なし	変更なし
第 5 段階		世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年中の公的年金等収入額＋前年の合計所得金額が80万円を超える人	1.00	72,000	変更なし	変更なし	変更なし
第 6 段階		前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,400	変更なし	変更なし	変更なし
第 7 段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	93,600	変更なし	変更なし	変更なし
第 8 段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	108,000	変更なし	変更なし	変更なし
第 9 段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	122,400	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	変更なし	変更なし
第 10 段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80	129,600	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	136,800
第 11 段階		前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	1.90	136,800	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	151,200
第 12 段階		前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.00	144,000	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	165,600
第 13 段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.10	151,200	前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	172,800

※保険料軽減に要する費用負担 国：1/2 県1/4 町：1/4

(2) その他文言整理を行います。(第 12 条及び附則第 6 条)

3 施行日

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日

高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例

高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>32,760円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>49,320円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>49,680円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>86,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>86,400円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規</u></p>

	<p>定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 93,600円</p>	<p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 93,600円</p> <p>ア <u>合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</u></p>
<p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 108,000円</p>	<p>(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 108,000円</p> <p>ア <u>合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</u></p>
<p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u></p>	<p>(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 122,</p>

122,400円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者
136,800円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者
151,200円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者
165,600円

400円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 129,600円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 136,800円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 144,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者
172,800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,920円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「49,320円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
151,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1

まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書が提出されている者又は同項ただし書の規定によって申告書を提出する義務を有しない者は、この限りではない。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合。)とする。

号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、地方税法第317条の2第1項の申告書が提出されている者又は同法第317条の2第1項ただし書の規定によって申告書を提出する義務を有しない者は、この限りではない。

附 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合。)とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の高根沢町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。